

社会福祉法人明照福祉会

# 『役員等報酬等支給基準』 規程について

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明照福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対して、報酬等の支給はしない。

(公表)

第3条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年 7月11日より施行する。